

**平成 30 年度
全国健康保険協会
事業計画及び予算**

対象期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

平成 30 年度事業計画及び予算 目次

事業計画（健康保険事業関係）

I. 協会けんぽの事業計画について	…5
II. 平成 30 年度の協会けんぽ運営の基本方針	…6
III. 主な重点施策	
(1) 基盤的保険者機能関係	
① 現金給付の適正化の推進	…7
② 効果的なレセプト点検の推進	…7
③ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	…7
④ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、 債権回収業務の推進	…8
⑤ サービス水準の向上	…8
⑥ 限度額適用認定証の利用促進	…8
⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底	…9
⑧ オンライン資格確認の導入に向けた対応	…9
(2) 戦略的保険者機能関係	
① ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療 データの提供	…10
② データ分析に基づいた第 2 期保健事業実施計画（データ ヘルス計画）の着実な実施	…10
i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上	…10
ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成 30 年度から の制度見直しへの対応	…11

iii) 重症化予防対策の推進	…11
iv) 健康経営（コラボヘルス）の推進	…11
③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	…12
④ ジェネリック医薬品の使用促進	…12
⑤ インセンティブ制度の本格導入	…12
⑥ パイロット事業を活用した好事例の全国展開	…13
⑦ 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ	…13
(3) 組織体制関係	
① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置	…14
② 人事評価制度の適正な運用	…14
③ OJTを中心とした人材育成	…14
④ 支部業績評価の本格実施に向けた検討	…14
⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等	…14
⑥ コンプライアンスの徹底	…15
⑦ リスク管理	…15
KPI 一覧表	…16

事業計画（船員保険事業関係）

I. 平成 30 年度の船員保険運営の基本方針	…20
-------------------------	-----

II. 主な重点施策

（1）基盤的保険者機能

① 保険給付等の業務の適正な実施	…21
② 効果的なレセプト点検の推進	…21
③ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	…21
④ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、 債権回収業務の推進	…22
⑤ サービス向上のための取組	…22
⑥ 高額療養費制度の周知	…23
⑦ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等 の申請勧奨	…23
⑧ 被扶養者資格の再確認	…23
⑨ 福祉事業の着実な実施	…23

（2）戦略的保険者機能

① データ分析に基づいた第 2 期船員保険データヘルス計画 及び第 3 期特定健康診査等実施計画の着実な実施	…25
i) 特定健康診査等の推進	…25
ii) 特定保健指導の実施率の向上	…26
iii) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり	…26
iv) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進	…26
② 情報提供・広報の充実	…27
③ ジェネリック医薬品の使用促進	…27

(3) 組織体制の強化	
① 人事評価制度の適正な運用	…28
② O J Tを中心とした人材育成	…28
③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等	…28
④ コンプライアンスの徹底	…28
⑤ リスク管理	…28

KPI 一覧表	…29
---------	-----

予算

1. 予算総則	…31
2. 収入支出予算	…32

事業計画（健康保険事業関係）

I. 協会けんぽの事業計画について

協会けんぽに係る P D C A サイクルについては、目標設定（Plan）として、3 年間の中期計画である保険者機能強化アクションプランと、単年度計画である事業計画が定められ、それらに基づき取組を実施（Do）し、その結果を毎年度作成する事業報告書（決算関係書類とともに厚生労働大臣にも提出）で検証した上で、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく厚生労働大臣による各事業年度の業績評価で評価（Check）を行い、その結果を事業計画などに反映して取組を改善（Action）していくことで実施されている。

平成 30 年度からは、新たに保険者機能強化アクションプラン（第 4 期）がスタートし、同プランにおいては、アクションプランと事業計画の関係性を明確化するため、アクションプランでは 3 年後を見据えた重要業績評価指標（KPI）を定めるとともに、事業計画ではそれを単年度の進捗に置き換えて KPI を設定することとされた。

このため、本事業計画では、平成 30 年度の協会けんぽ運営の基本方針を定めるとともに、アクションプランの項目ごとに、主な重点施策及びそれに係る KPI を定める。

Ⅱ. 平成 30 年度の協会けんぽ運営の基本方針

平成 30 年度は、地域医療構想を盛り込んだ新たな医療計画や医療費適正化計画、国民健康保険の都道府県化等が一斉にスタートするとともに、協会けんぽにおいても保険者機能強化アクションプラン（第 4 期）や第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）をスタートさせる大きな節目の年となる。

こうした状況も踏まえ、平成 30 年度の協会運営の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じて柔軟な業務処理体制を構築することにより、業務の生産性の向上を目指す。
- (2) 戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議等において客観的データ（エビデンス）に基づく効果的な意見発信を行う。また、保険者機能強化アクションプラン（第 4 期）、第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施するとともに、ビッグデータの活用や PHR などの導入に向けて、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。
- (3) 上記の保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、人材育成については、OJT を中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。

Ⅲ. 主な重点施策

(1) 基盤的保険者機能関係

① 現金給付の適正化の推進

- ・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化 P T の議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。
- ・ 傷病手当金と障害年金の併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。

② 効果的なレセプト点検の推進

- ・ レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効果的なレセプト点検を推進するとともに、新たな点検ノウハウの習得等を目的とした内容点検の外注化を進める。
- KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする
(※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。
- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

④ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。
- ・ 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

- KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 93%以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

⑤ サービス水準の向上

- ・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。
- KPI : ① サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 87%以上とする

⑥ 限度額適用認定証の利用促進

- ・ 事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。
- KPI : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 83%以上とする

⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。
- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を87%以上とする

⑧ オンライン資格確認の導入に向けた対応

- ・ 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。
- ・ 国が検討中のオンライン資格確認については、新被保険者番号の発行などの保険者統一的な検討事項は国の動向を注視して準備を進めるとともに、協会けんぽのシステム改修に係る費用対効果の検証や、より効果を高めるための工夫についても検討を行う。
- KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を36.5%以上とする

(2) 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

※第3期アクションプランの目標と同一

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

① ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 〈I、II、III〉

- ・ 事業所単位での健康・医療データの提供については、ヘルスケア通信簿などの見える化ツールの標準化のため検討を行うとともに、健康宣言事業の基準の標準化に向けて、有識者を交えた検討会を実施する。
- ・ 個人単位の健康・医療データの提供については、国における検討状況も踏まえながら、保険者として先行実施が可能な部分がないかなど、戦略的な検討を行う。

② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画） の着実な実施〈I、II、III〉

- ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施するため、好事例を全国展開するなど、本部と支部間の連携を図る。また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートを導入する。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- ・ 特定健診受診率等が低迷している支部の底上げを図るための調査研究を行い、その結果を踏まえ、ボトルネックの類型に応じた対応方針を策定する。また、事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働

局との連携など、国に対する働きかけを行う。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 50.8%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 7.1%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 25.9%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成 30 年度からの制度見直しへの対応

- ・ 平成 30 年度からの制度見直しを契機とし、「健診当日に初回面談の分割実施」ができるよう健診実施機関へ強力的に働きかける。加えて、平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しを契機として、新たな特定保健指導の手法の検討など、これまでの延長線上にない対策を検討する。

- KPI : 特定保健指導の実施率を 14.5%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- ・ 未治療者に対する重症化予防については、医療機関受診率をより高めていくべく、支部独自の取組を強化し、好事例の全国展開を図る。糖尿病の重症化予防については、かかりつけ医との連携等による取組を全支部で実施しており、人工透析間近の者については、糖尿病の専門医と連携した生活指導プログラムの導入を進めていく。

- KPI : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.1%以上とする

iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）

- ・ 健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップを強化し、事業所ごとの健康度の改善度合いをデータとして提供する。

- ・ 事業所単位での健康・医療データの提供については、ヘルスケア通信簿などの見える化ツールの標準化のための検討を行うとともに、健康宣言事業の基準の標準化に向けて、有識者を交えた検討会を実施する。

【再掲】

③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・ 広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査を実施し、前年度からの改善を踏まえた広報計画の検討を行う。
- ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。

- KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする
- ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を36%以上とする

④ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉

- ・ 支部ごとの阻害要因を数値化したジェネリックカルテを更に活用するため、各支部の取組によるジェネリック医薬品の使用割合の変化を経年で分析することにより、改善の弱い部分に着目してマンパワーを重点配分する。

- KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を75.4%以上とする

⑤ インセンティブ制度の本格導入〈Ⅱ、Ⅲ〉

- ・ 新たに平成30年度から導入する制度であることから、まずは制度の周知広報を丁寧に行うとともに、初年度の実施結果を迅速に検証してその

後の検討につなげる。

⑥ **パイロット事業を活用した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉**

- ・パイロット事業の効果検証によりエビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。
- ・支部からの提案を待つだけでなく、本部から支部へモデル実施を依頼する本部主導型パイロット事業を導入する。

⑦ **医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ〈Ⅰ〉**

- ・地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツールを活用し、地域差の要因分析を行う。
- ・地域医療を見える化したデータベースも活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、エビデンスに基づく意見発信を行う。
- ・医療提供体制等に係る分析結果について、加入者や事業主へ情報提供を行う。

- KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を79.8%以上とする
- ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する

(3) 組織体制関係

① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・ 標準人員に基づく人員配置を実施していく。また、業務処理のあり方の見直しに伴う生産性の向上も見据え、標準人員のあり方を検証する。

② 人事評価制度の適正な運用

- ・ 評価者研修などを充実し、実態に即した効果的な評価制度を確立する。

③ O J Tを中心とした人材育成

- ・ O J Tを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討に着手する。

④ 支部業績評価の本格実施に向けた検討

- ・ 支部業績評価の本格実施への移行を検討し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。

⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。

- KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、25%以下とする

⑥ コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

⑦ リスク管理

- ・ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。

加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

KPI 一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	KPI	現状（平成 28 年度末）
② 効果的なレセプト点検の推進	診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする	0.40%
③ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	1.49%
④ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 93%以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする	①90.23% ②53.91% ③0.069%
⑤ サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 87%以上とする	①99.99% ②83.4%
⑥ 限度額適用認定証の利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 83%以上とする	82.0%
⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 87%以上とする	84.7%
⑧ オンライン資格確認の導入に向けた対応	現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 36.5%以上とする	23.6%

2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI	現状（平成28年度末）
② i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診受診率を50.8%以上とする ② 事業者健診データ取得率を7.1%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を25.9%以上とする	①48.5% ②6.2% ③22.2%
② ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応	特定保健指導の実施率を14.5%以上とする	12.9%
② iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.1%以上とする	9.3%
③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を36%以上とする	①－ ②32.47%
④ ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を75.4%以上とする	70.4%
⑦ 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ	① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を79.8%以上とする ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する	①52.4% ②－

3. 組織体制関係

具体的施策	KPI	現状（平成28年度末）
⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、25%以下とする	27%

事業計画（船員保険事業関係）

I. 平成 30 年度の船員保険運営の基本方針

協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組むことを基本とする。

また、船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえた事業運営に努めるとともに、主な重点施策にそった重要業績評価指標（K P I）を定め達成状況を検証する等、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する。

なお、平成 30 年度の船員保険事業の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 基盤的保険者機能においては、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに福祉事業を着実に実施する。
- (2) 戦略的保険者機能においては、第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して、加入者の健康維持増進を図ること、時宜を得た広報やジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。
- (3) 組織体制の強化については、基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化をはかり組織基盤を強化していく。

Ⅱ. 主な重点施策

(1) 基盤的保険者機能

① 保険給付等の業務の適正な実施

- ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付、職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。
- ・ 不正の疑いのある事案については、実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。
- ・ 下船後の療養補償について、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、加入者や船舶所有者等に対し、適切な申請がされるよう周知を図る。

② 効果的なレセプト点検の推進

- ・ 東京支部との連携の下、資格点検及び外傷点検を効率的に実施するとともに、点検効果額の引き上げを図るために内容点検業務の外部委託を実施する。

■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

(※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 船員保険の医療費総額

③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実

施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

④ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行う。
- ・ 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。
- KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

⑤ サービス向上のための取組

- ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、船員保険部内に設置したサービス向上委員会においていただいたご意見等の改善等に向けた検討を行うなど、更なるサービスの向上を図る。
- ・ 職務外給付は、サービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。

- ・ 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに発行する。（情報取得から送付までの平均日数：3 営業日以内）

- KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする
② 保険証の 3 営業日以内の発行を 100%とする

⑥ 高額療養費制度の周知

- ・ 高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等、限度額適用認定証の更なる利用促進を図るとともに高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 80%以上とする

⑦ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

- ・ 厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の未申請者に対する申請勧奨を実施し、その着実な支給を図る。

⑧ 被扶養者資格の再確認

- ・ 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図るため、被扶養者資格の再確認を、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率を対前年度以上とする

⑨ 福祉事業の着実な実施

- ・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細や

かな保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図る。

- 船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療事業については外部委託機関と連携を図り、事業の円滑かつ着実な実施に努める。
- 保養事業については、利用実態等を踏まえ、必要な見直しの検討を行いつつ、利用者の増加に向けた広報を行うことなどにより事業の円滑かつ着実な実施に努め利用者の拡大を図る。

(2) 戦略的保険者機能

① データ分析に基づいた第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画の着実な実施

- ・ 第 1 期船員保険データヘルス計画（27 年度～29 年度）の結果を踏まえ、P D C A サイクルを強化するとともに、船員保険の健康課題である「メタボリックシンドロームリスク保有率の減少」及び「喫煙率の減少」を引き続き取組の柱とした第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画を着実に実施する。
- ・ データ分析に基づき確認できた健康課題については、効果的かつ効率的な取り組みを行うことにより、加入者の行動変容や健康意識の醸成に繋げていく。

i) 特定健康診査等の推進

- ・ 健診受診率の向上のため、生活習慣病予防健診の個人負担無料化を実施する。
- ・ 船員保険被保険者の特性を踏まえ、前立腺がん検査をオプション検査項目として追加する。
- ・ 船舶所有者への船員手帳健康証明書データの提供依頼について、船員手帳健診受診後、早期に提供いただく取組を推進する。また、船員手帳健診実施機関から健診データをスムーズに提供を受けられるよう必要な環境を整備する。
- ・ 被扶養者に対する健診の実施に当たっては、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診の推進により、受診率の向上を図る。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 40%以上とする
- ② 船員手帳健康証明書データ取得率を 28%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 20%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- ・ 平成 30 年度からの制度見直しを契機とし、「健診当日に初回面談の分割実施」等を最大限に活用し、実施率の向上を図る。

- KPI : ① 被保険者の特定保健指導実施率を 18%以上とする
② 被扶養者の特定保健指導実施率を 12%以上とする

iii) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり

- ・ 船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報提供資料を用いて、自社船員の健康課題を認識していただき、併せて船舶所有者と協働した健康づくり事業をパイロット的に開始する。

iv) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進

- ・ 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、健診受診者のうち生活習慣病等のリスクがある方に対して、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施する。
- ・ 喫煙者に対しては、禁煙支援に関する情報提供を行うとともに、禁煙支援の具体的な方法について整理、検討する。
- ・ 船員の「こころの健康」を支援する取組の充実を図るため、メンタルヘルスに関する内容を加えた「出前健康講座」を開催する。
- ・ 若いうちからの健康意識の醸成を図るため、船員養成校等に専門の講師を派遣し、特別講義を開催するなどして、若年層のヘルスリテラシーの向上に努める。
- ・ 船員保険の健康づくり等の取組を広く発信するため、地方自治体等が開催する港イベント等に参加し、加入者等と接する機会を設けるとともに、地方自治体等との連携を深める。

② 情報提供・広報の充実

- ・ 利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供・広報を積極的かつ計画的に実施する。
- ・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
- ・ 船員保険の運営状況等について理解を深めていただくため、年に一度、加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付する。
- ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ・ ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの利用者の拡大に努め、積極的かつ定期的な情報提供を行う。
- ・ 平成 30 年 8 月に実施される 70 歳以上の高齢者に係る自己負担限度額の見直しについて周知する。

③ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについては、年 2 回の通知を継続し、通知対象者の一層の拡大を図る。

■ KPI : ジェネリック医薬品使用割合を 76.2%以上とする

(3) 組織体制の強化

① 人事評価制度の適正な運用

- ・ 評価者研修などを充実し、実態に即した効果的な評価制度を確立する。

② OJTを中心とした人材育成

- ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討に着手する。

③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、一者応札案件の減少に努める。

④ コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

⑤ リスク管理

- ・ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。

加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

KPI 一覧表

(1) 基盤的保険者機能

具体的施策	KPI	現状(平成 28 年度末)
② 効果的なレセプト点検の推進	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする	0.37%
③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	0.94%
④ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする	①81.6% ②58.17% ③0.063%
⑤ サービス向上のための取組	① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 保険証の 3 営業日以内の発行を 100%とする	①100% ②100%
⑥ 高額療養費制度の周知	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 80%以上とする	79.2%
⑧ 被扶養者資格の再確認	被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率を対前年度以上とする	93.8%

(2) 戦略的保険者機能

具体的施策	KPI	現状(平成 28 年度末)
① i) 特定健康診査等の推進	① 生活習慣病予防健診受診率を40%以上とする ② 船員手帳健康証明書データ取得率を28%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を20%以上とする	①37.0% ②29.3% ③17.8%
① ii) 特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を18%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を12%以上とする	①14.7% ②10.6%
③ ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合を76.2%以上とする	72.1%

予算

1. 予算総則

平成30事業年度における全国健康保険協会の予算総則は次のとおりとする。

(1) 収入支出予算

全国健康保険協会の平成30事業年度の収入及び支出は「収入支出予算」に掲げるとおりとする。

(2) 債務負担行為

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第8条により債務を負担する行為をすることができるものは、次のとおりとする。

事 項	限度額(百万円)	年 限	理 由
システム経費	50,720	平成30年度以降5か年度以内	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため
賃貸借経費	2,187	平成30年度以降6か年度以内	複数年度にわたる賃貸借契約を締結する必要があるため
事務機器等リース経費	211	平成30年度以降6か年度以内	複数年度にわたるリース契約を締結する必要があるため
業務委託経費	13,739	平成30年度以降5か年度以内	複数年度にわたる業務委託契約を締結する必要があるため
事務用品等購入経費	0	平成30年度以降3か年度以内	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため

(3) 流用等の制限

省令第9条で指定する経費は、業務経費及び一般管理費とする。

なお、健康保険勘定と船員保険勘定間における流用は行うことができないものとする。

(4) 繰越制限

省令第10条で指定する経費は、人件費及び福利厚生費とする。

2. 収入支出予算（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

〔健康保険勘定〕

（単位：百万円）

区 別	予算額
収入	
保険料等交付金	10,059,142
任意継続被保険者保険料	67,518
国庫補助金	1,265,986
国庫負担金	6,584
貸付返済金収入	183
運用収入	-
短期借入金	-
寄付金	-
雑収入	18,328
計	11,417,741
支出	
保険給付費	6,094,657
拠出金等	3,521,658
前期高齢者納付金	1,527,807
後期高齢者支援金	1,953,357
老人保健拠出金	-
退職者給付拠出金	40,481
病床転換支援金	13
介護納付金	972,902
業務経費	138,164
保険給付費等業務経費	10,476
レセプト業務経費	4,333
企画・サービス向上関係経費	4,248
保健事業経費	119,106
福祉事業経費	1
一般管理費	55,768
人件費	18,117
福利厚生費	64
一般事務経費	37,586
貸付金	183
借入金償還金	-
雑支出	54,096
予備費	-
累積収支への繰入	580,314
翌年度繰越	-
計	11,417,741

〔船員保険勘定〕

(単位：百万円)

区 別	予算額
収入	
保険料等交付金	36,545
疾病任意継続被保険者保険料	1,227
国庫補助金	2,786
国庫負担金	163
職務上年金給付費等交付金	5,408
貸付返済金収入	0
運用収入	0
寄付金	-
雑収入	81
累積収支からの戻入	1,624
計	47,835
支出	
保険給付費	26,784
拠出金等	10,128
前期高齢者納付金	3,104
後期高齢者支援金	6,884
老人保健拠出金	-
退職者給付拠出金	140
病床転換支援金	0
介護納付金	3,035
業務経費	2,928
保険給付等業務経費	137
レセプト業務経費	23
保健事業経費	921
福祉事業経費	1,797
その他業務経費	49
一般管理費	1,231
人件費	436
福利厚生費	1
一般事務経費	793
貸付金	0
雑支出	58
予備費	150
累積収支への繰入	3,521
翌年度繰越	-
計	47,835

(注1) 予備費は保険給付費等の0.5%を計上。

(注2) 計数は四捨五入のため、一部、一致しないことがある。